平成２９年度久留倍遺跡まつり　久留倍官衙遺跡シンポジウム「古代史のロマン謎の「久留倍官衙遺跡」ー壬申の乱・聖武天皇の東国行幸に関連してー」　２０１７年１１月３日

主催：久留倍遺跡まつり実行委員会　　於：四日市市文化会館

久留倍官衙遺跡と古代の地方官衙

佐藤　信（東京大学大学院教授）

はじめに

◎久留倍官衙遺跡

国道１号北勢バイパスの事前発掘調査での久留倍官衙遺跡の発見　　発掘調査成果

Ⅰ期朝明評家の政庁か、Ⅱ期聖武天皇行幸の行宮か、Ⅲ期朝明郡家の正倉院か

市民の保存運動から国指定史跡久留倍官衙遺跡へ　２００６年指定

文化庁の史跡指定基準「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」

七世紀半ばの評の評家から八世紀大宝令による郡の郡家（郡衙）への地方官衙の展開

久留倍官衙遺跡と天下立評、壬申の乱、東海道、郡家の展開、聖武天皇行幸行宮、郡家の終焉…古代史の重要事件とのリンク

史跡整備…政庁八脚門の建物復原、正殿風東屋の設置、遺構表示、ガイダンス施設

遺跡の性格をふくめて、久留倍官衙遺跡の歴史的価値を解明・発信すること

◎古代の地方官衙としての久留倍官衙遺跡

日本律令国家の中央集権的支配と地方官衙（国府＝国衙・郡家＝郡衙）

「一君万民」の「個別人身支配」像を示す古代国家の編纂史料と地方社会の実態

律令国家と地方豪族「在地首長制」…石母田正『日本の古代国家』岩波書店１９７１年

中央から派遣される地方官＝国司と伝統的地方豪族が任じられる郡司、民衆

発掘調査成果や出土文字資料から、列島各地の古代史像が明らかに…多元的古代史像へ

律令国家の領域支配システムとして不可欠であった地方官衙の機能・構造

列島の古代史を中央と地方の双方から総合的に把握する

１．古代の地方官衙

１．１律令国家の地方支配

◎国司と郡司

中央から貴族が派遣される地方官としての国司クニノミコトモチ（四年任期）ー国府

伝統的に地域支配を行ってきた地方豪族（国造）が任じられる郡司（終身官）ー郡家

◇選叙令 13 郡司条

凡そ郡司には、性識清廉にして、時の務に堪へたらむ者を取りて、大領・少領と為よ。強く幹く聡敏にして、書計に工ならむ者を、主政・主帳と為よ。其れ大領には外従八位上、少領には外従八位下に叙せよ。〔其れ大領・少領、才用同じくは、先づ国造を取れ。〕

元日朝賀の儀礼（服属儀礼）と国司の部内巡行

◇儀制令 18 元日国司条

凡そ元日には、国司皆僚属郡司等を率ゐて、（ａ）庁に向ひて朝拝せよ。（ｂ）訖りなば長官賀受けよ。（ｃ）宴設くることは聴せ。〔其れ食には、当処の官物及び正倉を以て充てよ。須ゐむ所の多少は、別式に従へよ。〕」

◇戸令 33 国守巡行条

凡そ国の守は、年毎に一たび属郡に巡り行いて、風俗を観、百年を問ひ、囚徒を録し、冤枉を理め、詳らかに政刑の得失を察、百姓の患へ苦しぶ所を知り、敦くは五経を喩し、農功を勧め務めしめよ。部内に好学、篤道、孝悌、忠信、清白、異行にして、郷閭に発し聞ゆる者有ば、挙して進めよ。不孝悌にして、礼を悖り、常を乱り、法令に率はざる者有らば、糺して縄せ。

其れ郡の境の内に、田疇闢け、産業脩り、礼教設け、禁令行はれば、郡領の能と為よ。其の境に入るに、人窮まり遺しく、農事荒れ、奸盗起り、獄訟繁くは、郡領の不と為よ。

若し郡司、官に在りて公廉にして、私の計に及ぼさず、色を正し、節を直うして、名誉を飾らずは、必ず謹みて察よ。其れ情、貪り穢らはしきに在りて、諂ひ諛つて名を求め、公節聞ゆること無くして、私の門日に益さば、亦謹みて察よ。其れ政績の能不、及び景迹の善悪、皆録して考状に入れて。以て褒げ貶すこと為よ。即ち事侵害すること有りて、考に至るを待つべからずは、事に随ひて糺し推へ。

◇戸令 34 国郡司条

凡そ国郡司、所部に向ひて検校すべくは、百姓の迎へ送るを受け、産業を妨げ廃め、及び供給を受けて、煩擾せしむること致すこと得じ。

◇『日本書紀』大化元年（六四五）八月庚子条（東国国司詔）

東国等の国司を拝す。仍りて国司等に詔して曰はく、天神の奉け寄せたまひし随に、方に今始めて万国を修めむとす。凡そ国家の所有る公民、大きに小きに領れる人衆を、汝等任に之りて、皆戸籍を作り、及田畝を校へよ。其れ薗池水陸の利は、百姓と倶にせよ。又、国司等、国に在りて罪を判ること得じ。他の貨賂を取りて、民を貧苦に致すこと得じ。京に上らむ時には、多に百姓を己に従ふること得じ。唯使国造・郡領をのみ従はしむること得む。但し、公事を以て往来はむ時には、部内の馬に騎ること得、部内の飯食ふこと得。…若し名を求むる人有りて、元より国造・伴造・県稲置に非ずして、輙く詐り訴へて言さまく、「我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治む」とまうさむは、汝等国司、詐の随に便く朝に牒すこと得じ。審に実の状を得て後に申す可し。…

１．２地方官衙の機能と在地社会

（１）地方官衙の機能

◎地方官衙遺跡

国府（国衙）と郡家（郡衙）、郡家出先機関・正倉院

遺跡ー遺構・遺物ーと出土文字資料

建物＝掘立柱建物（柱堀形・柱痕跡）・礎石建物の大規模性・正方位性

政庁（正殿・東西脇殿・広場ー庭・南門・区画施設）の「コ」字配置の規格性

官衙建物構成の総合性・規格性・方位性

官衙立地の要衝性…官衙地名・交通路（陸上交通・水上交通）

出土木簡による官衙遺跡の名称・性格決定

◎郡家の構成

郡庁（正殿・脇殿・「庭」広場・南門・区画施設）・官舎（曹司）・郡司館・正倉院・厨・寺院（郡寺）・生産遺跡（土器・鉄・瓦など）・駅家（駅路）・郡津（水上交通）・祭祀遺跡・交通路（古　代直線官道）

郡内官衙遺跡…郡家出先機関・正倉院・「郷倉」「郷家」説

一郡内に複数の官衙遺跡　　郡家と郡家出先機関、郡家の移動

因幡国気多郡（鳥取県気高町）…上原遺跡・戸島遺跡・馬場遺跡

筑前国御原郡（福岡県小郡市）…小郡官衙遺跡・上岩田遺跡・下高橋遺跡・井上薬師堂遺跡

◎郡司層と郡雑任

須原祥二説…郡社会が郡司氏族のもとの一元的な社会でなく、複数郡司候補氏族たちの多元的な社会。郡司層…終身官の郡司が短期で交替をくり返す。

弘仁十三年（八二二）閏九月二十日太政官符（『類聚三代格』巻六）

郡雑任…書生・案主・鎰取・税長・徴税丁。調長・服長・庸長・庸米長・駆使・厨長・駆使・器作・造紙丁・採松丁・炭焼丁・採藁丁・マグサ丁・駅伝使舗設丁・伝馬長

郡雑任ー郡家に勤める下級職員。有力家族

◎地方官衙の機能の多様性

①公的機能（公共性）　儀礼・饗宴
政庁（国庁・郡庁）の「庭」（広場）　正殿、東西脇殿に囲まれた広場
儀制令 18 元日国司条の儀礼と国庁（正殿）
②財政機能　徴税・収蔵　正倉院＝区画をもつ正倉（国家的倉庫）の倉庫群
③宗教・祭祀機能
寺院…国分寺・「郡寺」（郡家周辺寺院。郡家近傍の郡司氏族の氏寺）
律令制的祭祀…国府・郡家近傍の祭祀遺跡（水辺の祭祀、祓）・祭祀遺物（人形・斎串・土馬・人面墨書土器・墨書土器）
国司・郡司による地方神社奉幣　国司による国内神拝
宝亀三年（七七二）十二月十九日太政官符…武蔵国入間郡正倉神火と郡家の神々
「在郡家西北角神□□出雲伊波比神祟…引率郡家内外所有雷神､発此火災…」
『釈日本紀』十、「淡路国例式曰、正月元日、国内諸神奉朔幣事〔毎月朔日准此〕」
④文書行政（情報伝達）機能
木簡・漆紙文書・墨書土器など出土文字資料…律令制の文書主義
大宰府跡（福岡県太宰府市）・下野国庁跡（栃木市）政庁近くから大量削屑
習書木簡…古代官人の必要条件としての漢字・漢文能力と儒教教養
郡符木簡・封緘木簡…郡家を拠点とした文字文化の地方展開
⑤給食機能
国府厨・郡家厨　「厨」墨書土器…食器（杯・皿・椀）の所属を示す
「国厨」墨書土器…下野国府跡・相模国府跡・下総国府跡ほか
駿河国志太郡家跡（御子ケ谷遺跡・静岡県藤枝市）…「志太厨」「志厨」「志大領」墨書須恵器杯（食器）の大量出土ー厨遺構
⑥手工業生産機能
常陸国国府工房…鹿ノ子Ｃ遺跡（茨城県石岡市）
八世紀後期の対蝦夷戦争のための武器生産と東国
郡家近くの郡寺のための瓦生産、郡家における給食用の土器（食器）生産など
⑦交通
陸上交通…駅路（駅家）・「伝路」（郡家）
水上交通…津（国府津・郡家津）
根岸遺跡（陸奥国磐城郡家・福島県いわき市）…津長あて郡符木簡（九世紀）
（２）遺跡群としての官衙遺跡
◎集中した地方官衙群・祭祀場・集落・交通路
官衙遺跡と地域社会…官衙遺跡の立地と関連する出先機関・寺院・豪族居館／官人居宅・集落・交通施設・祭祀場等
一定領域への機能分散型官衙群の集中配置　国府・郡家における外郭区画施設の欠如
筑後国府跡（福岡県久留米市）
八幡林官衙遺跡群（越後国古志郡家、新潟県長岡市）
◎地方官衙遺跡の複合性
弥勒寺官衙遺跡群（美濃国武儀郡家、岐阜県関市）
弥勒寺東遺跡（評庁ー郡庁・正倉院・厨）・弥勒寺跡（白鳳寺院、評寺ー郡寺）
・　弥勒寺西遺跡（律令祭祀遺跡）・古墳・長良川
◎地方官衙遺跡の周辺
官衙と方格地割ともなう「都市域」の形成
陸奥国府多賀城跡と８世紀末・九世紀～の山王遺跡・市川橋遺跡（宮城県多賀城市）
陸奥国加美郡家＝八世紀の東山遺跡と檀の越遺跡（宮城県）
官衙と官衙関連集落　武蔵国府関連遺跡（東京都府中市）
（３）郡内複数官衙群の実像
◎下野国河内郡

西下谷田遺跡（宇都宮市）
　門・政庁カ・工房・雑舎／新羅系土器　七世紀末～八世紀初の地方官衙か
上神主・茂原官衙遺跡（かみこうぬしもばらかんがいせき。宇都宮市・上三川町）
　区画・門・正倉院・政庁・雑舎・東山道・古墳／文字瓦（瓦葺き大規模倉庫）
多功遺跡（下野市）　郡家推定。正倉群
下野薬師寺（下野市）…河内郡所在。参議下野朝臣古麻呂と７世紀後期下野薬師寺創建
　「造下野国薬師寺司」の存在
　下野薬師寺への都からの造寺技術工匠の派遣
　　渡来系戸主で従六位上の「於伊美吉子首」が「下野国薬師寺造司工」に
　　　（天平五年（七三三）右京計帳、『大日本古文書』一巻四八一頁～）
　下野薬師寺への都からの「下野国造薬師寺司」僧宗蔵の派遣
　　　（天平十年〔七三八〕度駿河国正税帳、『大日本古文書』二巻一〇六頁～）
　　のち、道鏡「造下野国薬師寺別当」として下野国に
　下野薬師寺の造営・経営に下野国司が関与…下野国府跡（栃木市）出土木簡

２．郡家と地方社会

２．１郡符木簡

郡司が管下の里長（郷長）らに命令を下達する文書木簡が郡符木簡。古代地方社会における漢字文化の展開を示すとともに、律令制の文書主義の郡内への広がり（佐藤信『古代の遺跡と文字資料』名著刊行会、一九九九年）。

八幡林官衙遺跡出土の郡符木簡・封緘木簡

八幡林官衙遺跡（新潟県長岡市）は、越後国古志郡の８世紀前葉～９世紀前葉の地方官衙遺跡。郡司館・関・駅家・城柵などの機能からなる郡家。８世紀前葉の郡符木簡や郡司（大領）宛ての封緘木簡が出土。封緘木簡は、紙の文書を二枚の木札の間に挟んで紐で綴じ表面に宛先や「封」字を書いた木簡。古代越後国古志郡で、郡司より下のレベルの人々が郡司宛てに紙の文書を送付していた。

◇八幡林官衙遺跡出土木簡１号
　（表）郡司符　青海郷事少丁高志君大虫　右人其正身率[　　　]
　（裏）虫大郡向参朔告司□率申賜　符到奉行　火急使高志君五百嶋
　　[身カ]　九月廿八日主帳丈部[　　　]
　五八四×三四×五　〇一一型式

郡司にはもと国造の地方豪族が任じられたから、伝統的支配権により郡内への命令は使者による口頭伝達も可能。地方豪族による在地支配は、律令制の文書主義とともに、口頭による人格的支配から文書による行政的支配へと変質していった。

２．２郡家と神・仏

◎武蔵国幡羅郡家

武蔵国幡羅郡家跡（埼玉県深谷市・熊谷市）では、倉庫群の並ぶ正倉院や館・官舎（曹司）などの官衙施設からなる幡羅遺跡と、その東方に西別府廃寺跡、そして北側段丘崖下の湧水地に、滑石製模造品が出土した西別府祭祀遺跡が存在。郡家が仏教寺院とともに神祇祭祀ともセット。郡司氏族が在地社会の神祇信仰と新来の仏教とを混交して受容。

◎美濃国武義郡家　弥勒寺官衙遺跡群（岐阜県関市）
　白鳳寺院の弥勒寺、評家・郡家（郡庁・正倉院・郡司館・厨）の弥勒寺東遺跡、祭祀遺跡の弥勒寺西遺跡、７世紀ムゲツ氏の池尻大塚古墳

◎常陸国行方郡家

◇『常陸国風土記』行方郡条
　郡家の南門に、一つの大きなる槻有り。其の北の枝は、自から垂りて地に触り、還た、空中に聳ゆ。其の地は、昔水の沢有りき。今も霖雨に遇へば、庁（まつりごとどの）の庭に湿潦まる。

『常陸国風土記』行方郡条によれば、行方郡家は、在地社会の信仰を集めた神木の槻樹を政庁南門の場所に取り込む。長雨が降ると湿地化する沢地形なのに、郡家の土地造成が為された。伝統的な在地社会の祭祀を取り込む形で、郡家政庁の配置

　　が決められた。
２．３地方豪族と郡家
（１）上野国佐位郡司の檜前部君氏と采女と佐位郡家
◎佐位郡家＝上野国佐位郡正倉（三軒家遺跡）（群馬県伊勢崎市）
正倉院　　掘立柱総柱倉庫→礎石総柱倉庫（円形版築地業）。
　　　　　建物八角校倉と「八面甲倉壱宇」（２００５年発掘調査）
郡寺＝上植木廃寺（白鳳寺院）　南門・中門・回廊・金堂・塔・講堂・食堂、溝、道路
　　　　　　　　　　　　　　　礎石
　出土文字瓦　郷名「佐」（佐井）「雀」（雀部）「美」（美侶）「渕」（渕名）「反」（反治）
上植木廃寺瓦窯跡…上植木廃寺の創建期の瓦を焼く
古代東山道沿い（下新田ルート。八世紀中～。幅１２㍍）
◇『上野国交替実録帳』九条家本延喜式裏文書（『平安遺文』九巻四六〇九、『群馬県史』）
　「諸郡官舎无実事（略）
　　　佐位郡
　　　　正倉
　　　　　中南第二板倉壱宇　　中三行第二甲倉壱宇　　中南第一板倉壱宇
　　　　　中南行甲倉壱宇　　　中南二行甲倉壱宇　　　第一八面甲倉壱宇
　　　　　中南三行第二丸木倉壱宇　中南三行東五倉壱宇　第北一行丸木［
　　　　　南第一土倉壱宇　　　南第二土倉壱宇　　　　第二土倉壱宇
　　　　　南第四板倉壱宇　　　南第五法板倉壱宇　　　中南四行第一法土倉壱宇
　　　　　中南四行第六土倉壱宇　　北第一板倉壱宇　　北第二土倉壱宇
　　　　郡庁雑屋肆宇
　　　　　庁屋壱宇　　向屋壱宇　　副屋壱宇　　西屋壱宇
　　　　厨家
　　　　　宿屋壱宇　」
◇『延喜式』兵部省式
　　　佐位駅　　（高山寺本『和名類聚抄』駅名）　　　東山道
◇『和名類聚抄』の佐位郡郷名
　　　名橋（奈波之）　雀部（佐々伊倍）　美侶　佐井　渕名（布知奈）
　　　岸新＊　反治＊　駅家＊　（＊高山寺本ナシ）
◎佐位郡司　大領檜前部君氏
◇『正倉院宝物銘文集成』
　天平感宝元年（七四九）八月調庸布墨書銘「佐位郡大領檜前部君賀味麻呂」
◎檜前部老刀自（ひのくまべのおいとじ）（→檜前君老刀自→佐位朝臣老刀自）
采女（うねめ）として称徳天皇に仕え、五位貴族となり上野佐位朝臣の姓を賜り上野国造となる。
◇後宮職員令 18 氏女采女条
　　凡諸氏、々別貢女、皆限年卅以下十三以上。雖非氏名、欲自進仕、聴。其貢采女者、郡少領以上姉妹及女、形容端正者、皆申中務省、奏聞。
　地方豪族である郡司の長官・次官（少領以上）の姉妹・娘の美しい女性を天皇のもとに　仕えさせる制度。
◇『続日本紀』
　天平神護二年（七六六）十二月癸巳条（称徳天皇）
　　（称徳天皇）西大寺に幸したまふ。…外従五位下檜前部老刀自に外従五位上。
　神護景雲元年（七六七）三月乙卯条（称徳天皇）
　　…上野国碓氷郡の人外従八位下上毛野坂本公黒益に姓を上毛野坂本朝臣と賜ふ。同じき国佐位郡の人外従五位上檜前君老刀自には上野佐位朝臣。
　神護景雲二年（七六八）六月戊寅条（称徳天皇）

…掌膳上野国佐位采女外従五位下（ママ）上野佐位朝臣老刀自を並に本国の圀造とす。

宝亀二年（七七一）正月庚申条（光仁天皇）

…外従五位上上毛野佐位朝臣老刀自…に並に従五位下。

（２）常陸国筑波郡司の壬生直氏と采女と筑波郡家

◎壬生直小家主女（みぶのあたいこやかぬしめ）と称徳天皇

◇平城宮木簡第一号「竹波命婦」

・寺請　小豆一斗　醤一十五升〔大床所〕酢　末醤等

・右四種物竹波命婦御所　　　　　三月六日

ＳＫ二一九土抗出土　　二五九×（一九）×四　　〇一一形式

天平宝字七・八年（七六三・四）孝謙太上天皇が滞在する法華寺から大膳職に要求。

◇『続日本紀』

天平宝字五年（七六一）正月戊子条（淳仁天皇）

…正七位下壬生直小家主女、…に並に外従五位下。

天平神護元年（七六五）正月己亥条（称徳天皇）

…外従五位上…壬生連小家主、…に並に従五位下。

…従五位下壬生直小家主女に勲五等。…

神護景雲元年（七六七）三月癸亥条（称徳天皇）

薬師寺に幸して、…常陸国筑波郡の人壬生連小家主に姓宿禰を賜ふ。

神護景雲二年（七六八）六月戊寅条（称徳天皇）

掌膳常陸国筑波采女従五位下勲五等壬生宿禰少家主、…を並に本国の国造とす。

宝亀七年（七七六）四月丙子条（光仁天皇）

…従五位上壬生宿禰小家主に並に正五位下。

采女として孝謙・称徳天皇の後宮の掌膳で活躍。五位貴族となり、恵美押勝の乱で活躍、常陸国造にもなる。

◎筑波郡家（正倉院）＝平沢官衙遺跡（茨城県つくば市）

史跡整備で正倉院の倉庫群（校倉等）三棟復元。遺構群平面表示。ガイダンス施設。

郡寺＝中台廃寺（茨城県つくば市）

仏教と筑波采女壬生直小家主女と称徳天皇

八幡塚古墳（平沢官衙遺跡北西）前方後円墳（長約九〇メートル）筑波国造阿閉色命墓説

後期古墳群　中台古墳群・平沢古墳群・山口古墳群

３．久留倍官衙遺跡

３．１古代伊勢国朝明郡の世界

◎「天下立評」と東海道

７世紀半ば孝徳天皇時代の「天下立評」　　壬申の乱で飛鳥から伊勢に向かう東海道

◎壬申の乱（六七二年）

天智天皇の子大友皇子（母伊賀采女）×天智弟の大海人皇子による皇位継承の戦い
大海人皇子に奉仕する東国（美濃）地方豪族子弟の舎人たちの活躍で東国の軍事動員に成功し、大友皇子の近江朝廷を打倒

◇『日本書紀』天武元年（六七二）六月

乃ち三重郡家に到りて、屋一間を焚きて、寒いたる者を温めしむ。…丙戌（二六日）に、旦に、朝明郡の迹太川の辺にして、天照太神を望拝みたまふ。…郡家に及らむとするに、（村国連）男依、駅に乗りて来て奏して曰さく、「美濃の師三千人を発して、不破道を塞ふること得つ」とまうす。是に、天皇、雄依が務しきことを美めて、既に郡家に到りて、先づ高市皇子を不破に遣して、軍事を監しむ…

天武天皇迹太河御遙拝所跡（三重県指定史跡）

◎聖武天皇の東国行幸（七四〇年）

◇『続日本紀』天平十二年十一月丙午（二三）条

赤坂（鈴鹿郡赤坂頓宮）より発ちて朝明郡に到る。戊申（二六日）、桑名郡石占に至りて頓まり宿る。

鏡ケ池跡（四日市市蒔田町）

◎伊勢国朝明郡家

◇『倭名類聚抄』

朝明郡の郷名…田光（タヒカ）・杖部（ハセツカベ）・額田（ヌカタ）・大金（オホカネ）・豊田（トヨタ）・訓覇（クルベ）

葦田郷・朝明駅

三重郡の郷名…采女（ウネメ）・河後（カハシリ）・葦田（アシミタ）・柴田（シバタ）・刑部（オサカベ）

良田郷・閏田里

縄生廃寺（三重郡朝日町）…朝明郡の郡寺か　　　智積廃寺…三重郡

◇長屋王家木簡　　　　伊勢国朝明郡褥多里

◇正倉院文書　　　　　朝明郡人「大初位秦部衆主」…船木臣東君の戸口秦衆主か

◇『日本三代実録』貞観三年（八六一）六月二十日条

「朝明郡人六人部津根麻呂妻秦美岐」

◇『後拾遺往生伝』　　「朝明郡領船木良見」

古代東海道の朝明駅

◇『延喜式』兵部省式　諸国駅伝馬

伊勢国駅馬　　鈴鹿廿疋、河曲、朝明、榎撫各十疋、市村、飯高、度会各八疋

伝馬　　朝明、河曲、鈴鹿郡各五疋

朝明郡式内社

◇『延喜式』神名上式

伊勢国二百五十三座　大十八座〔就中十四座、預月次新嘗等祭〕　小二百卅五座…

朝明郡廿四座〔並小〕　伊賀留我神社　能原神社　伎留太神社　石部神社二座

兎上神社　太神社　多比鹿神社　鳥出神社　八十積椋神社　志氏神社　耳利神社

耳常神社　移田神社　櫛田神社　井手神社　殖栗神社　布自神社　穂積神社

桜神社　井後神社　長倉神社　苗代神社　長谷神社

三重采女

◇『古事記』下巻・雄略

又、（雄略）天皇、長谷之百枝槻の下に坐して、豊楽為たまひと時、伊勢国之三重采女、大御盃を指挙げて献りき。爾して、其の百枝槻の葉、落ちて大御盃に浮けり。其の采女落葉の盃に浮けるを知らずて、猶大御酒献る。天皇其の盃に浮ける葉を看行して、其の采女を打ち伏せ、刀以ちて其の頸に刺し充てて、斬らむとしたまふ時、其の采女天皇に白して曰く、「吾が身を莫殺したまひそ。白す応き事有り」といひて、即ち歌ひて曰く、「向巻の　日代の宮は　朝日の　日照る宮　夕日の　日駈ける宮　竹の根の　根垂る宮…下枝の　枝の末葉は　蟻衣の　三重の子が　捧がせる　瑞玉盃に　浮きし脂　落ちなづさひ　水こをろこをろに　是しも　あやに恐し　高光る　日の御子　事の　語言も　是をば。」　故、此の歌献りつれば、其の罪を赦したまふ。

地方豪族と舎人・采女

地方豪族と地方官衙

国造から評司・郡司へ　　孝徳天皇時代の「天下立評」と評家（郡家）の造営

◎地方官衙遺跡の終焉

国府・郡家の地方官衙遺跡は十世紀代で機能を終える（山中敏史）

国郡制の変質…国司から受領制（受領請負制による地方統治）へ　　郡司の衰退

国庁から国司館へ

十世紀後半以降への展望　　　国司襲撃事件　　　富豪層の考古学的検討

３．２史跡久留倍官衙遺跡

◎久留倍官衙遺跡

古代地方官衙遺跡　　四日市市大矢知町
発掘調査　１９９９～２００６年、２００８～２００９年
台地上　伊勢湾を望む　　交通路と関連か
郡(評)庁（東向き正殿・北脇殿・南脇殿・東八脚門・区画）東西４２メートル、南北５１メートル
長大な建物　　東西長２９メートル　　行宮施設の解明…滋賀県大津市の禾津頓宮跡
正倉院（Ｌ字状に立ち並ぶ正倉倉庫群・区画溝）　東西６９メートル、南北９９メートル
館・厨　　雑舎
◎久留倍官衙遺跡の性格
政庁が東を向く
評家説・郡家説・駅家説・行宮説・正倉院説、移動説
地方官衙の諸機能を明らかにしていく必要性
交通路・寺院・生産遺跡など周辺遺跡を解明する必要性
◎久留倍官衙遺跡の展開
創建時期の再検討の必要性…遺構の創建と出土土器
評家／壬申の乱／郡家・正倉院／聖武天皇行宮
地方豪族と律令国家
伊勢国府は鈴鹿郡。伊勢神宮と度会郡・多気郡（神郡）。
史跡指定説明
古代伊勢国朝明郡家跡の可能性高い
Ⅰ期　官衙政庁　　東面する
Ⅱ期　長大な東西棟建物群
Ⅲ期　正倉院　東面する　八世紀後半
『久留倍官衙遺跡整備基本計画書』四日市市教育委員会、２００７年
Ａ案　Ⅰ期　官衙政庁　　Ⅱ期　正倉院
Ｂ案　Ⅰ期　官衙政庁　　Ⅱ期　正倉院　　　Ⅲ期　溝に囲まれる正倉院
Ｃ・Ｄ案　Ⅰ期　官衙政庁　　Ⅱ期　聖武天皇朝明頓宮　　　Ⅲ期　正倉院
服部芳人「三重県久留倍遺跡」条里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣、二〇〇九年
Ⅰ期　朝明郡家か郡家支所、朝明駅家、官衙政庁
Ⅱ期　朝明頓宮か正倉院・正倉別院
Ⅲ期　正倉院か正倉別院
『久留倍遺跡４』四日市市教育委員会、２０１０年
Ⅰ期　八世紀初頭頃　　Ⅱ期　八世紀前半　　Ⅲ期　八世紀後半～十世紀前半
久留倍官衙遺跡の終焉
◎史跡整備と保存活用へ
古代地方官衙の周辺ネットワーク
久留倍官衙遺跡（２００６年国指定史跡）
天武天皇迹太河御遙拝所跡（三重県指定史跡）
志氏神社古墳（四日市市指定史跡）　　万葉史跡と聖武天皇社（四日市市指定史跡）
長倉神社（延喜式内社）
史跡整備による八脚門・塀の建物復原と正殿の東屋的設置。建物・遺構群の平面的表示。ガイダンス施設の設置。園路。

おわりに

史跡…我が国の歴史を正しく理解する上で欠くことのできない遺跡(文化庁指定基準)
評家／壬申の乱（天武天皇）／郡家・正倉院／聖武天皇行宮
日本古代史の中での地方官衙遺跡の位置づけ…中央・地方の関係と中央集権性の検証
地方社会の展開に果たした地方官衙の役割
在地首長制とその終焉
地方社会の古代史から古代史像のより豊かな再構成へ

参考文献

佐藤信『出土史料の古代史』東京大学出版会、２００２年
佐藤信『律令国家と天平文化』（日本の時代史４）吉川弘文館、２００２年
佐藤信『古代の地方官衙と社会』山川出版社、２００７年
佐藤信編『史跡で読む日本の歴史４　奈良の都と地方社会』吉川弘文館、２０１０年
服部芳人「三重県久留倍遺跡」条里制・古代都市研究会編『日本古代の郡衙遺跡』雄山閣、２００９年
山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、１９９４年
山中敏史・佐藤興治『古代の役所』岩波書店、１９８５年
四日市市教育委員会『久留倍官衙遺跡整備基本計画書』四日市市教育委員会２００７年
四日市市教育委員会『久留倍遺跡４』四日市市教育委員会、２０１０年